

1. 件 名：中国電力株式会社による島根原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る認可申請に関する面談（6）
2. 日 時：令和 2 年 1 0 月 3 0 日（金） 1 0 時 3 5 分～ 1 2 時 1 0 分
3. 場 所：原子力規制庁 1 0 階会議室（音声通話により実施）
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門  
志間企画調整官、松田安全審査官、鈴木安全審査専門職  
長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門  
酒井主任技術研究調査官、吉居技術研究調査官、川崎技術参与  
中国電力株式会社  
電源事業本部 放射線安全グループ マネージャー、他 5 名
5. 要 旨：  
中国電力株式会社に対して、令和 2 年 6 月 2 6 日に開催した第 3 回クリアランスに関する審査会合における原子力規制庁からの指摘事項等について、以下のとおり面談を実施した。  
(1) 原子力規制庁から、以下について指摘した。  
○放射能濃度を決定する方法について  
全  $\gamma$  線計数率、放射能換算係数及びバックグラウンド計数率の測定及び計算の過程に係る処理フロー図並びに不確かさの評価に係る説明を適正化及び充実化し、放射能濃度が安全側に評価されていることを明確にすること。  
○トレイ型専用測定装置の設置エリアについて  
追加的な汚染を二次的な汚染のみに限定する理由として、島根原子力発電所 1 号炉が運転停止中であるため放射化汚染は生じないことを記載すること。  
○追加的な汚染のおそれのある場所を通らないルートについて  
クリアランス測定後の放射能濃度確認対象物を収納した保管容器は JIS Z 1600 と同等の気密性能を有するとしているが、気密試験条件や保管容器の構造等を踏まえて、保管容器内部に追加的な汚染が生じないことを説明すること。  
(2) 中国電力株式会社から、今回の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。
6. 配布資料  
・提出書類リスト（島根原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉低圧タービンクリアランス認可申請）

- ・中国電力株式会社 島根原子力発電所 1号炉及び2号炉において用いた資料に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法に関する審査会合でのコメントリスト
- ・中国電力株式会社 島根原子力発電所 1号炉及び2号炉において用いた資料に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法に関する面談でのコメントリスト
- ・放射能濃度を決定する方法について（コメント回答）
- ・トレイ型専用測定装置の設置エリアについて（コメント回答）
- ・追加的な汚染のおそれのある場所を通らないルートについて（コメント回答）

以上